

官報

主要目次

政 令

- 重要機械類の輸入税を免除する政令の一部改正 五九七
- 府令、省令
- 輸出申告書の様式を定める命令の一部改正 五九九
- 省 令
- 外資に関する法律の規定による送金の手続に関する省令の一部改正 六〇二
- 省令、本部令
- 有料の職業紹介事業を行おうとする者が納付する許可料の額及びその者が徴収する手数料の最高額指定 六〇二
- 告示
- 外国為替業務を営む営業所の新設及び廃止の許可及び届出の受理 六〇二
- 両羽銀行第二十回新たなし積み金の細目 六〇二
- 大洋相互銀行第五回大徳定期預金の細目等 六〇三
- 高鍋信用組合増資金附第三回平和定期貯金の細目等 六〇三
- 黒沢尻信用組合増資金附第二回大黒定期貯金の細目等 六〇三
- 福井信用金庫落成記念増資金附定期預金の細目等 六〇三
- 輸入税を免除する機械類を指定する告示の一部改正 六〇四
- 営林署の名称位置及び管轄区域の指定に関する件の一部改正 六〇四
- 肥料の登録 六〇五
- 自動車用消火器の型式承認 六〇六
- 同右の消火器名及び型式の呼称改正 六〇六
- 松本郵便局保険分室廃止 六〇七
- 官庁事項
- 国鉄職員昭和二十六年四月以降の賃金改訂に関する紛争の仲裁裁定の延期公表 六〇八

政 令

重要機械類の輸入税を免除する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十六年十月二十九日

内閣総理大臣 吉田 茂

政令第三百四十三号

重要機械類の輸入税を免除する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税定率法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第十号) 附則第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

重要機械類の輸入税を免除する政令(昭和二十六年政令第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

別表甲号一 採鉱、選鉱及び土木の項品名の欄中

「試験機(ドリルの回転数が毎分四百回以上の能力を有するものに限る。)」を「試験機(ドリルの回転数が毎分四百回以上の能力を有するものに限る。又は、直径七センチメートル以上の穴をあけることができる冠錐のついたものに限る。)」と改める。

「選別用スクリーン(回転又は振動によつて選別する装置を有するものに限る。)」を「選別用スクリーン(回転又は振動によつて選別する装置を有するものに限る。又は、炭坑の坑内で使用するものに限る。)」と改める。

「パワートラック(公称馬力が百五十馬力以上のディーゼル機関を有するものに限る。)」を「パワートラック(公称馬力が百五十馬力以上のディーゼル機関を有するものに限る。又は、パケット容量が一・三立方メートル以上のものに限る。)」と改める。

「ボータブルエアコンプレッサ(坑内用のもので、耐爆装置を有するものに限る。)」を「ボータブルエアコンプレッサ(坑内用のもので、耐爆装置を有するものに限る。又は、積載能力が十三キロトン以上のものに限る。)」と改める。

「ボータブルエアコンプレッサ(坑内用のもので、耐爆装置を有するものに限る。)」を「ボータブルエアコンプレッサ(坑内用のもので、耐爆装置を有するものに限る。又は、積載能力が十三キロトン以上のものに限る。)」と改める。

「コーアの方位測定装置(油井内に送り入れて使用するもので、採取コアで地層の傾斜の方位を測定できるものに限る。)」を「コーアの方位測定装置(油井内に送り入れて使用するもので、採取コアで地層の傾斜の方位を測定できるものに限る。又は、二層から同時に採油することのできるものに限る。)」と改める。

同表三 鉄鋼加工の項品名の欄中「連続式又は可逆式の四段圧延機並びにこれに附属する伝導装置及び給油装置」を「連続式又は可逆式の四段圧延機並びにこれに附属する伝導装置、堅ロール機、圧下装置、ロール平衡装置及び給油装置」に、「ストリップ用、帯鋼用又は線用のフラッシュユニット」を「製線用、製管用又は製板用のものに限る。」に、「連続式伸線機(四段階以上の伸線を連続的に行い、且つ、ドラム数が四以上で、自動的にドラムの回転を調節することができるものに限る。)」を「連続式伸線機(四段階以上の伸線を連続的に行い、自動的にドラムの回転を調節することができるものに限る。又は、直径十五ミリに改める。)」と改める。

同表四 非鉄金属加工の項品名の欄中「圧延機用のロール及びローラーベアリング(熱間圧延機、冷間四段圧延機又は四段以上の仕上圧延機用のものに限る。)」を「ロール及びローラーベアリング(熱間圧延機、冷間四段圧延機又は四段以上の仕上圧延機用のものに限る。又は、冷間管絞り圧延機(マンドレル及び回転しつち移動するダイスを用いて製管するものに限る。)」と改める。

冷間四段圧延機又は四段以上の仕上圧延機用のものに限る。)」を「ロール及びローラーベアリング(熱間圧延機、冷間四段圧延機又は四段以上の仕上圧延機用のものに限る。又は、冷間管絞り圧延機(マンドレル及び回転しつち移動するダイスを用いて製管するものに限る。)」と改める。

不活性ガスウエルダー(アルゴンガスの中で軽金属を電弧より接する装置のものに限る。)」と改める。

改める。

改める。

改める。

改める。

改める。

改める。

改める。

毎日文庫

明治二十五年三月三十一日 第三種郵便物認可

昭26.10.29.

第 7443 号

601 昭和26年10月29日 月曜日

官 報

第7443号

昭和26年10月29日 月曜日

官 報

第7443号 600

(裏 面)

To: 外国為替銀行店舗名 (Office of Foreign Exchange Bank)

銀行認証日附 (Date of certification by bank) 銀行認証番号 (Bank certificate No.)

◎ 輸出者の宣誓 (Exporter's Declaration)
 認証事項欄に記載された事実は真正であることを宣誓して、輸出の認証を申請する。
 Request is made for certification of export, upon the oath that information contained in this application is true and correct.

◎ 銀行の証明 (Certification by Bank)
 1. 法律の規定するところに従つて、下記署名者は、認証事項欄記載の輸出が適法であることを証明する。
 Under the authority extended by law, we, the undersigned, certify that the export specified in the "Items to be certified" column is legitimate.
 2. 審査した証ひよう下記の如し:
 Vouchers checked are:

銀行名及び責任者署名 (Bank's Name & Auth. Signature)

◎ 認証事項 (Items to be certified)

1 通商産業省又は税関の承認 (Approval of MITI or Customs):

番号 (License No.)

*1 承認の種類 (Type of approval)

2 買主氏名及び住所 (Name & address of buyer):

3 貨物 (Goods):

商品名、型、銘柄、数量 (Name, type, grade & quantity)

*2 売買建値及び送り状記載金額 (Quotation & amount of invoice)

仕向地 (Destination)

4 信用状又は買取授權書 (L/C or L/A):

発行銀行名 (Issuing bank)

決済通貨又は特別決済勘定名 (Name of currency or open a/c)

番号 (No.)

種類 (Type)

発行日 (Issuing date)

手形支拂期限 (Usance)

最終船積期日 (Latest shipping date)

信用状期限 (Expiration date)

未使用残高 (Unused balance)

5 送金為替又は小切手 (Remittance or check):

*3 種類 (Type)

決済通貨又は特別決済勘定名 (Name of currency or open a/c)

金額 (Amount)

◎ 外国為替決済の証明 (Certification of Foreign Exchange Settlement)

| 決済方法 Method of Settlement | 信用状に基く為替手形の買取 (Negotiation of draft based on L/C) | 小切手又は送金為替の買取 (Purchase of checks or remittance) | 取立手形取立の受託 (Collection of draft payable there) | 金額合計 (Total amount) |
|---|--|--|--|------------------------|
| 買取日附及び金額等 Date & amount of negotiation, etc. | | | | |
| 日附 (Date) | | | | |
| 金額 (Amount) | | | | |
| 番号 (No.) | | | | |
| 決済勘定名 (Settlement a/c) | | | | |
| 輸出者に支拂つた円価額 (Total yen paid to exporter) | | | | |
| 優先外貨算定基準 (Retention) % | | | | |
| 備考 (Remarks) | | | | |
| 日 附 (Date) | | | | |
| | 銀行名及び責任者署名 (Bank's Name & Auth. Signature) | | | |

註 (Note): *1. この欄には、下記符号により、通商産業省又は税関の承認の種類を記載する。但し、(4)及び(5)の場合を除き、記載は、統計上の目的等の為必要なものであり、認証事項には含まれない。
 (1) 輸出貿易管理令別表第一品目……G (2) 委託加工貿易……P (3) 求償貿易……C (4) 無為替輸出……NE (5) その他の標準外決済……NS (6) 輸出貿易管理令第八條の承認……W (7) 同令第十二條の承認……M
 In this column there shall be stated the type of approval of MITI or Customs in the form of under-written abbreviations. But, except (4) and (5), the statements are only for the statistical purpose, etc. and do not come under the certification by bank. (1) Goods listed in Attachment I of the Cabinet Order concerning Control of Export Trade……G (2) Processing deal……P (3) Compensation transaction……C (4) Export without draft……NE (5) Other non-standard payment method……NS (6) Approval under Art. 8 of the same Cabinet Order……W (7) Approval under Art. 12 of the same Cabinet Order……M
 *2. この欄には、例えば、CIF U.S. \$ 100.00, FOB Stg. £ 100/- 等のよう記載する。
 In this column statement shall be made, e. g. "CIF U.S. \$ 100.00" or "FOB Stg. £ 100/-".
 *3. この欄には、送金為替と小切手の別、小切手の場合は、銀行小切手と個人振出小切手との別を記載する。
 In this column statement shall be made specified in "Remittance" or "Check" In the latter case it shall be stated with specification of "Cashier's (Manager's) check" or "Personal check."

(表 面)

税関様式番号 1012
Customs Form No. 1012

*税関による配付区分
Distribution of copies by Customs

日本国税関
Japanese Customs Service

輸 出 申 告 書
EXPORT DECLARATION

税関 申告者 大蔵省 外為委
Customs Declarant MOF FECB

申告者税関
Declared at Customs

積載船名
Vessel Name

船積港
Vessel Departed from

仕向地及びその所属国
City and Country of Destination

仕向港及びその所属国
Port & Country of Unlading

最初到達外国港
First Foreign Port of Call

申告者住所氏名
Declarant

貨主住所氏名
Seller

検査申請場所及び種別
Examination Desired at

統計々上月
Statistical Month

*申告種別
Class of Trade

*通貨種別
Type of Currency

*国 籍
Flag

*税関略号
Customs Code

*申告番号
Declaration No.

*仕向地
Country of Destination

輸出年月日
On 19

(City) (Country)

(Port) (Country)

(Port)

(Name) (Address) (Tel. No.)

(Name) (Address) (Tel. No.)

検査申請年月日
On 19

(Be specific)

| *欄 数 Item | 承認番号、個数、記号及び番号 License No. Commodity Description Number of Packages Marks & Nos. | *品目番号 Commodity Code No. | 単 位 Unit of Net Quantity | 数 量 Net Quantities | 積積重量 (キログラム) Gross Shipping Weight (Kilograms) | 申告価額 Total F.O.B. Value in Yen & Dollars or Other Foreign Currency |
|--------------|---|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------|---|---|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

船荷証券番号
B/L No.

積荷目録番号
Vessel Manifest No.

添付書類
Attachments: 送 状 Invoice

包装明細書
Packing List

船荷証券
B/L

その他
Others

*船積年月日
Date of Lading 19

*検査年月日
Date Goods Examined 19

*免許年月日
Date of Permit 19

申告者署名 Declarant's Signature:
(Name)
(Per)
(Signature of Agent)

*申告年月日
Date Filed 19

*業務部
Div. of G. B.

*監査部
Div. of Appr.

検査立会人
Witnessed by

P. 600

備考
1 文字及び画線は、朱色とする。
2 用紙の大きさは、縦三百二十八ミリ、横二百十二ミリとする。

省令

この命令は、昭和二十六年十一月十日から施行する。
附則
この命令は、昭和二十六年十一月十日から施行する。

この命令は、公布の日から施行する。
附則
この命令は、公布の日から施行する。

省令

この命令は、公布の日から施行する。
附則
この命令は、公布の日から施行する。

この命令は、公布の日から施行する。
附則
この命令は、公布の日から施行する。

この命令は、公布の日から施行する。
附則
この命令は、公布の日から施行する。

Table with columns for '別表' (Table) and '附則' (Annex). It lists various categories and their corresponding regulations, including recruitment and administrative procedures.

告示

大蔵省告示第五七七三号
外国為替及び外債管理法(昭和二十四年法律第二十八号)第十條第三項及び第四項の規定により、外国為替業務を営む営業所の新設及び廃止について、次のとおり許可及び届出の受理を行つた。

大蔵省告示第五七五号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第四十三号)第三條及び第五條の規定により、大洋相互銀行第五回大蔵定期預金の細目等を次のように定める。

大蔵省告示第五七七七号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第四十三号)第三條及び第五條の規定により、黒沢尻信用組合割増金附貯蓄の細目等を次のように定める。

大蔵省告示第五七八号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第四十三号)第三條及び第五條の規定により、福井信用金庫等による割増金附貯蓄の細目等を次のように定める。

大蔵省告示第五七九号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第四十三号)第三條及び第五條の規定により、第九回蒲郡信用金庫による割増金附貯蓄の細目等を次のように定める。

大蔵省告示第五八〇号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第四十三号)第三條及び第五條の規定により、第一回新築興興割増金附貯蓄の細目等を次のように定める。

605 昭和26年10月29日 月曜日 官報

第7443号

農林省告示第三百七十六号
肥料取締法(昭和二十五年法律第七十七号)第七條の規定により、昭和二十六年八月二十日附をもちて左の肥料を登録し、登録証を交付した。

昭和二十六年十月二十九日

登録番号 肥料の名称 保証成分量(%)

Table listing fertilizer products with registration numbers and names. Includes items like '生第一六一五号' and '生第一六一七号'.

農林大臣 根本龍太郎
生産業者の氏名又は名称及び住所
浦和市常盤町九丁目一七八番地 森田金蔵

Table listing fertilizer products with registration numbers and names. Includes items like '生第一六三三号' and '生第一六二四号'.

農林大臣 根本龍太郎
生産業者の氏名又は名称及び住所
群馬県山田郡大間々町大字大間七丁目二番地 群馬肥料株式会社

Table listing fertilizer products with registration numbers and names. Includes items like '生第一六二九号' and '生第一六二八号'.

昭和26年10月29日 月曜日 官報 第7443号 604

各五組につき次のとおりとする。但し、記念賞は、一等のうちから定める。
等級 割増金 当せんの数
一等 50,000円 4

大蔵省告示第五百八十一号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律
(昭和二十三年法律第四十三号)第三條及び第五條の規定により、昭和二十六年十月二十九日

大蔵省告示第五百八十二号
輸入税を免除する機械類を指定する
告示(昭和二十六年四月大蔵省告示第五百三十九号)の一部を次のように改正する。

農林省告示第三百七十五号
昭和二年農林省告示第二百五十二号(管轄区域)の管轄区域及び管轄区域の指定に関する件(の一部)を次のように改正する。

加え、水窪管轄区域の管轄区域(高岡市一円)を、高岡市区域の欄中「高岡市一円」を、新設する。

611 昭和26年10月29日 月曜日 官報 第7443号

昭和26年10月29日 月曜日 官報 第7443号 610

持人は昭和二十七年五月十五日午前十一時迄に当裁判所に権利を届出ると同時に...

発行年月日 昭和二十六年六月六日 最終名義人 小川 清彦

昭和二十六年(一)第六九〇号 右代理人 伊東松之助

昭和二十六年(一)第六九一号 右代理人 伊東松之助

昭和二十六年(一)第六九二号 右代理人 伊東松之助

昭和二十六年(一)第六九三号 右代理人 伊東松之助

昭和二十六年(一)第六九四号 右代理人 伊東松之助

昭和二十六年(一)第六九五号 右代理人 伊東松之助

昭和二十六年(一)第六九六号 右代理人 伊東松之助

昭和二十六年(一)第六九七号 右代理人 伊東松之助

会社その他の公告 富山家庭裁判所 水上市商信

会社その他の公告 富山家庭裁判所 水上市商信



80%が回虫を持っている

北米では2%・西ヨーロッパでは8%・日本では80%・これが回虫の寄生率です
頭痛・腹痛・吐気・食欲不振・発育不良など實にさまざまな症状を惹起する回虫
の駆除から國民ぜんたいの健康生活が生れると云つて過言ではありません 駆虫
剤には種々の製剤がありますが中でも良質の海人草を原料とし回虫に強く働いて
しかも人体には殆ど害を與えないマクニンをおすすめします

集團駆虫の際は人体に害を
與えず駆虫効果の高いマク
ニンをお選び下さい。サン
トニンとの併用は特に卓効
を示します
—御申越次第文献送呈—

虫下し マクニン

大阪市東区道修町二 藤沢薬品工業株式会社 東京・福岡・札幌

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

下さい。若し御申出なき時は清算から
除斥致します。
昭和二十六年十月二十二日
大阪府吹田市大字千里山五十番
地 戎メリヤス株式会社
清算人 柳橋 嘉代

解散公告(第二回)
当会社は昭和二十六年十月八日の株
主総会の決議により同日解散した。当
会社に対して債権を有する者はこの公
告掲載の翌日から二箇月以内に申出で
られたい。もしこの期間内に申出がな
いときは清算から除斥せられる。
昭和二十六年十月十五日
大阪市東区北新町二丁目二十四
番地 レスター伝票株式会社
清算人 福井 秀子

解散公告(第三回)
当会社は主務大臣から企業再建整備
法第二十條第一項の規定に依る決定整
備計画変更認可申請書の認可を受け昭
和二十六年九月三十日解散した。当
会社に対して債権を有する者は第一回公
告掲載の翌日から二箇月以内に申出で
られたい。もしこの期間内に申出がな
いときは清算から除斥せられる。
昭和二十六年十月十五日
尼崎市三反田五百二十番地
株式会社関西西鉄所
清算人 吉田栄治郎

解散公告(第三回)
当会社は昭和二十六年九月二十日株
主総会の決議により解散しました。当
会社に対して債権を有する者は第一回公
告掲載の翌日から二箇月以内に申出がな
いと清算から除斥致します。
昭和二十六年十月一日
小樽市入舟町二丁目七番地
福助北海道販売株式会社
清算人 渡辺 誠一

解散公告(第三回)
当会社は昭和二十六年十月十五日の
株主総会の決議により同日解散した。
当会社に対して債権を有する者はこの
公告掲載の翌日から二箇月以内に申出
られたい。もしこの期間内に申出がな
いときは清算から除斥せられる。
昭和二十六年十月十六日
福井市町屋町三
若越油脂工業株式会社
代表清算人 河合 一淳

解散公告(第三回)
当会社は昭和二十六年九月三十日の
臨時株主総会の決議により解散しまし
たので当会社に対して債権を有せられ
る方は第一回公告掲載の日から二箇月
以内に御申出下さい。若し右期間内に
御申出のないときは清算より除斥致し
ます。
昭和二十六年十月二十日
東京都新宿区角管一の一
株式会社一心亭
清算人 浜田 隆

新発売 コピー複写器
特許庁御採用
法務庁御認可
戸籍謄本抄本複写
丸星機化工業株式会社
本社 東京都港区西芝浦三ノ二
電話三田(45)226 5616 3645~6
支社 大阪市西成区天下茶屋町二ノ五〇
電話天下茶屋(66)4185 4775
名古屋市中区南大津通り三ノ一
電話中(24)1625 3920

解散公告(第一回)
今回都合に依り当会社を解散すべく
昭和二十六年五月二十日開催の臨時株
主総会に於て決議され昭和二十六年六
月四日登記完了を以て解散致しました
から公告致します。尚当社に債権を有
せられる方は二箇月以内に申し出で下
さい。
昭和二十六年七月三十一日
大阪市北区曾根崎上四の二六
株式会社大阪堂
清算人 夜久 義重

解散公告(第二回)
当会社は昭和二十六年九月三十日の
社員総会の決議により解散したから当
会社に対して債権を有せられる方は第一回公
告掲載の翌日から二箇月以内に申出で
下さい。若し右期間内に御申出のない
ときは清算から除斥致します。
昭和二十六年十月十日
津山市小性町七十五番地
有限会社津山楽器社
清算人 牛尾 邦雄

解散公告(第一回)
当組合は昭和二十六年十月二十日臨
時総会の決議により同日解散した。当
組合に対して債権を有する者はこの公告掲
載の翌日から二箇月以内に申出でられ
たい。もしこの期間内に申出がな
いときは清算から除斥せられる。
昭和二十六年十月三十日
大阪市天王寺区悲田院町八十一
番地
大阪府緑線緑肥種子協同組合
代表清算人 高田 捨三

解散公告(第三回)
当会社は昭和二十六年九月十五日、
株主総会の決議で解散しました。当社
に対して債権のある方は第一回公告の
日から二箇月以内に御申出下さい。若
し此の期間内に申出のないときは清
算から除斥致します。
昭和二十六年十月二十四日
大阪市南区鶴谷仲之町二十七番
地 コツキミシン株式会社
清算人 越本 賢三

解散公告(第三回)
当会社は昭和二十六年九月三十日株
主総会の決議により解散致しました。当
社に対して債権のある者は第一回公
告の日から二箇月以内に申出でられた
い。若し此の期間内に申出のないときは
清算から除斥せられる。
昭和二十六年十月十四日
平塚市須賀四百四十六番地
興永産業株式会社
清算人 須藤昇九郎

株式名義書換停止公告
来る十月二十五日より十一月中に開
催予定の臨時株主総会終了迄株式名義
書換質権の登録及信託財産の表示並に
其の抹消を停止致します。
昭和二十六年十月二十五日
東京都千代田区内幸町二丁目十
六番地 扶国商事株式会社

定価 一ヶ月 二百円 一週 九円 送料別
公告料 八割 八割 一割 一割 一割 一割
但し、会社等解散・合併・組織変更公告は
広告料 広告 八割 一割 一割 一割 一割
発行所 東京都新宿区市谷本町一五
電話九段(33)三三〇一三三 官報
電話東京一九〇〇〇〇